

(総 則)

第 1 条 派遣先（以下「甲」という。）及び派遣元（以下「乙」という。）は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

第 2 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再派遣及び名義貸しの禁止)

第 3 条 乙は、第三者から派遣された労働者を甲に派遣してはならない。また、甲は自己の名義をもって、他人にこの契約による労働者派遣事業を行わせてはならない。

2 甲は派遣された労働者を第三者のもとに派遣してはならない。

(一般的損害等)

第 4 条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(保険)

第 4 条の 2 派遣労働者の甲の事務への従事中の事故に備えた傷害保険及び賠償責任保険は乙が付保し、その保険料は乙が負担する。

(遵守事項)

第 5 条 乙は、甲の名誉を毀損し、信用を失墜させるような行為をしてはならない。

2 乙は、派遣労働者及び乙の従業員に対し、前項の規定を遵守させなければならない。

3 乙は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行い、本契約の履行にあたり、甲の業務に支障をきたしてはならない。

(派遣労働者の交替)

第 6 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、乙に対して派遣労働者の交替を求めることができる。

(1) 派遣労働者が、甲の業務に支障を生じさせ、又は生じることが明らかな場合

(2) 派遣労働者が、甲の名誉を毀損し、信用を失墜させる行為をした場合

2 乙は、甲から前項の申出があったときは、代替の労働者を派遣するものとする。

(契約内容の変更等)

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第 8 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(検 査)

第 9 条 乙は、その月の本業務を履行したときは、直ちに、甲に対して届け出て検査を受けなければならない。ただし、甲が必要と認めたときは、月ごとの検査に代えて、甲の指示する日時までの履行分について一括して検査を受けることができる。

2 甲は、前項の届出を受理した場合は、遅滞なく検査を行うものとし、前項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格して部分に係る履行を完了してものとする。

(契約代金の支払い)

第 10 条 乙は、業務完了後、前条の規定による検査に合格した部分について、書面をもって契約代金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、契約代金について、各月の業務終了後、乙の請求により各月分を一括して支払うものとする。

3 派遣労働者 1 人の 1 日の就業時間が 7 時間 45 分を超えた場合はその超えた時間について、契約単価の  $125/100$  で計算し、支払うものとする。この場合、単価に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円未満の端数を切り捨てて請求するものとする。

4 派遣労働者の就業時間が 7 時間 45 分まで及び 7 時間 45 分超過それぞれにおいて、各月に派遣された労働者一人当たりの就業時間合計で 1 時間未満の端数が発生した場合は、15 分毎に次により算出した額を支払うものとする。

15 分は時間単価の  $25/100$ 、30 分は時間単価の  $50/100$ 、45 分は時間単価の  $75/100$  で算出することとする。この場合、15 分未満の端数については、切り捨てて請求するものとする。

5 甲は、乙から第 1 項の請求を受けたときは、甲が仕様書により代金の請求日を別に定める場合を除き、その日から起算して 30 日以内に代金を支払わなければならない。

6 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの率は閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(甲の解除権)

第 11 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 乙から契約解除の申出があったとき。

(7) この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条の規定による公正取引委員会の乙に対する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第 1 項の規定による納付命令）が確定したとき。

(8) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第 1 項の違約金に充当することができる。

（解除の制限）

第 12 条 甲は、派遣労働者の国籍、性別、信条、社会的身分等を理由として本契約を解除することはできない。

（契約解除等の伴う措置）

第 13 条 契約が解除された又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）に検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に撤出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 11 条又は第 11 条の 2 の第 1 項若しくは第 2 項の規定により契約が解除された場合等において甲が定めるものとする。

(賠償の予定)

第 14 条 乙は、第 11 条第 1 項第 7 号又は第 8 号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 11 条第 1 項第 8 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、派遣労働者及びその他乙の従業員が、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負い、これに伴う一切の費用を負担しなければならない。

(相 殺)

第 16 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 17 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第 18 条 この契約書の各条項若しくは仕様書の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の証として本証書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。